平成２２年（フ）第２０２３５号
東京都新宿区山吹町348番地
破産者　株式会社アーバニティ
1　決定年月日　平成23年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０２３９号
埼玉県さいたま市桜区大字神田753番地２
破産者　株式会社アール・ツー
1　決定年月日　平成23年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０２５４号
東京都渋谷区代々木１丁目39番11号　代々木デュープレックスタワー707
破産者　株式会社ブレインズ・インターナショナル
1　決定年月日　平成23年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０２５５号
東京都世田谷区世田谷２丁目23―４―205
破産者　山末　　樹
1　決定年月日　平成23年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０２５７号
東京都足立区扇２丁目６番９号
破産者　関根印刷株式会社
1　決定年月日　平成23年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０３３４号
東京都西多摩郡瑞穂町大字二本木932番地２
破産者　有限会社日栄産業
1　決定年月日　平成23年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０３４５号
東京都足立区西新井３丁目14―１―602
破産者　小林　　徹
1　決定年月日　平成23年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０３４７号
東京都中野区沼袋１丁目14番10号　明成マンション１Ｆ
破産者　株式会社ガイズジャパン
1　決定年月日　平成23年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０３４８号
東京都小平市上水南町２丁目14―５
破産者　川上美保子
1　決定年月日　平成23年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０８６２号
東京都足立区竹の塚４丁目２―３―306
破産者　池上　悦子
1　決定年月日　平成23年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１２６０号
埼玉県所沢市北有楽町２―14―702
破産者　梅津　善男
1　決定年月日　平成23年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１４５号
栃木県上都賀郡西方町大字本郷511番地６、住民票上の住所栃木県上都賀郡西方町大字本城418番地
破産者　荻原　　誠
1　決定年月日　平成23年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第１２５０号
さいたま市見沼区大字新堤76番地10、旧住所埼玉県川口市赤井２丁目４番７号
破産者　宮内　賢治
1　決定年月日　平成23年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１８９６号
さいたま市南区辻２丁目21番11号　吉見コーポ102
破産者　西尾　浩仁
1　決定年月日　平成23年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１９２９号
埼玉県加須市南大桑3492番地12　エクセラン・ベルルＡ201
破産者　剣持　達也
1　決定年月日　平成23年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１９９０号
埼玉県上尾市泉台１丁目21番地５　ソレイユ北上尾Ⅱ201
破産者　髙橋　賢一
1　決定年月日　平成23年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２０２１号
埼玉県久喜市久喜東１丁目２番26―103号、旧住所さいたま市見沼区春野１丁目８番３―1403号
破産者　飯塚　俊裕
1　決定年月日　平成23年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７９０号
埼玉県所沢市大字坂之下968番地の12、住民票上の住所群馬県藤岡市小林414番地12
破産者　宮本　正信
1　決定年月日　平成23年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第７９１号
埼玉県所沢市大字坂之下968番地の12、住民票上の住所群馬県藤岡市小林414番地12
破産者　宮本　順子
1　決定年月日　平成23年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第８８８号
埼玉県入間市大字寺竹826番地１　コンフォート入間102、前住所埼玉県戸田市大字新曽1531番地　プラザビュースター310号室
破産者　林　　由紀
1　決定年月日　平成23年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部